

郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せかた

戸籍（除籍・改製原戸籍）謄抄本、附票、身分証明書は、本籍地で発行します。

1. 請求書 裏面の、戸籍謄抄本等郵送請求書に必要事項を記入してください。

2. 手数料 郵便局で定額小為替を購入してください。

○ 戸籍謄本・抄本 1通 450円

○ 除籍および改製原戸籍謄本・抄本 1通 750円

*戸籍の附票、身分証明書の手数料は、それぞれの市区町村によって異なりますので、お確かめのうえ、ご請求ください。

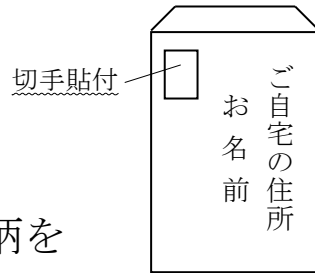
*相続手続き等で亡くなった方の出生（婚姻）から死亡まで連続した除籍・改製原謄本等をご請求される場合、該当するものが1通とは限りませんので事前に通数と手数料を本籍地市区町村にお問い合わせください。

3. 請求する方の本人確認ができる書類の写し

- 1点で良いもの・・・運転免許証、マイナンバーカード（写真のある面のみ）、写真付住基カード、身体障害者手帳、在留カード など
 - 2点必要なもの・・・健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証 など
- ※現在の住民登録地の記載があるもの ※有効期間内のものに限り

4. 返信用の封筒

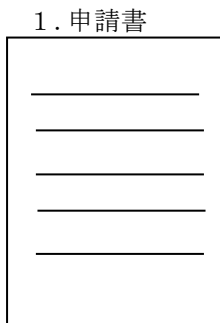
返送先の住所（住民登録されている住所）、氏名を記入し、返信用切手を貼ってください。
お急ぎの場合は、速達料金を貼ってください。



5. 請求者と戸籍に記載された人との続柄を証明できる戸籍謄本等の写し

ご本人以外の方の証明書をご請求される場合、続柄を戸籍上で確認させていただきますので、続柄の確認ができる戸籍謄本等の写しを同封してください。
香取市に保管されている戸籍で確認が取れる場合は不要です。
代理人による請求の場合、委任状が必要になります。

6. 1、2、3、4、5を同封し、本籍地（住所地）市区町村の戸籍係に郵送してください。



1. 申請書

2. 手数料

3. 本人確認ができる書類の写し

4. 返信用封筒

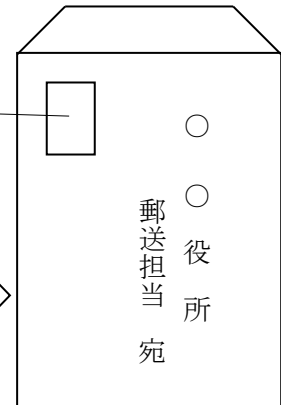
5. 続柄がわかる戸籍謄本等の写し

※申請書を投函してから証明書がお手元にとどくまでに10日をこえる日数がかかる場合があります。

日数に余裕をもって申請してください。

お急ぎの場合は速達料金（プラス260円）をご利用ください。

切手貼付



〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地
香取市役所 市民課 郵送担当